

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 一部改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2024年（令和6年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称変更を行うため、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部を改  
正する規則

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則（令和2年藤沢市教育  
委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「支援教員」を「教育指導員」に、「一般教員」を「教  
育支援員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則（平成21年4月1日教委訓令甲第1号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則 令和2年3月24日教委規則第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員で教育委員会に配置されるもの（以下「職員」という。）の区分及び職種を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第2条 職員は、事務職員、技術職員及び技能労務職員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第3条 前条に規定する職員について、その職務の内容を区分し、明確にするため、次の表に掲げる職種を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職員</th> <th style="width: 90%;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td> <td>一般事務員 事務補助員 八ヶ岳野外体験教室業務員 <b>教育指導員</b> 新入生サポート講師 市費講師（小学校） 市費講師（中学校） 教育関連図書館司書 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー <b>教育支援員</b> 部活動指導員</td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>看護師</td> </tr> <tr> <td>技能労務職員</td> <td>調理業務員（学校） 調理補助員（学校）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則(令和 年教委規則第 号)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</b></p>	職員	職種名	事務職員	一般事務員 事務補助員 八ヶ岳野外体験教室業務員 <b>教育指導員</b> 新入生サポート講師 市費講師（小学校） 市費講師（中学校） 教育関連図書館司書 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー <b>教育支援員</b> 部活動指導員	技術職員	看護師	技能労務職員	調理業務員（学校） 調理補助員（学校）	<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則 令和2年3月24日教委規則第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員で教育委員会に配置されるもの（以下「職員」という。）の区分及び職種を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第2条 職員は、事務職員、技術職員及び技能労務職員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第3条 前条に規定する職員について、その職務の内容を区分し、明確にするため、次の表に掲げる職種を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職員</th> <th style="width: 90%;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td> <td>一般事務員 事務補助員 八ヶ岳野外体験教室業務員 <b>支援教員</b> 新入生サポート講師 市費講師（小学校） 市費講師（中学校） 教育関連図書館司書 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー <b>一般教員</b> 部活動指導員</td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>看護師</td> </tr> <tr> <td>技能労務職員</td> <td>調理業務員（学校） 調理補助員（学校）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	職員	職種名	事務職員	一般事務員 事務補助員 八ヶ岳野外体験教室業務員 <b>支援教員</b> 新入生サポート講師 市費講師（小学校） 市費講師（中学校） 教育関連図書館司書 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー <b>一般教員</b> 部活動指導員	技術職員	看護師	技能労務職員	調理業務員（学校） 調理補助員（学校）
職員	職種名																
事務職員	一般事務員 事務補助員 八ヶ岳野外体験教室業務員 <b>教育指導員</b> 新入生サポート講師 市費講師（小学校） 市費講師（中学校） 教育関連図書館司書 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー <b>教育支援員</b> 部活動指導員																
技術職員	看護師																
技能労務職員	調理業務員（学校） 調理補助員（学校）																
職員	職種名																
事務職員	一般事務員 事務補助員 八ヶ岳野外体験教室業務員 <b>支援教員</b> 新入生サポート講師 市費講師（小学校） 市費講師（中学校） 教育関連図書館司書 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー <b>一般教員</b> 部活動指導員																
技術職員	看護師																
技能労務職員	調理業務員（学校） 調理補助員（学校）																